

十和田市事務事業評価シート

【事務事業の概要】

整理番号	36	実施計画番号	83	相談員の配置
事務事業名	家庭児童相談事業			事業開始年度
担当課名	福祉課			事務の種類(選択) 自治事務
根拠法令等	児童福祉法	関連事務事業	十和田市要保護児童対策協議会	
背景や経緯等	虐待を受けたり無関心等のため放任されている児童の発見や適切な保護、育児ストレスや育児ノイローゼなどのため、孤立感等を抱えている養育者の支援が必要であるため、相談、支援体制の充実が求められていた。			
事務事業の目的	児童虐待の未然防止、早期発見、また支援が必要と認められる児童、養育者の支援及び保護			
実施状況	対象となる児童や養育者の定期的な家庭訪問、県七戸児童相談所、市健康増進課、市教育委員会等との連携及び情報交換			

【人件費の推移】

		23年度実績	24年度実績	25年度計画
正職員	従事者数(人)	1	1	1
	活動日数(日)	30	30	30
	人件費(千円)	1,080	1,080	1,080
正職員以外(選択↓) 非常勤職員	従事者数(人)	2	1	1
	活動日数(日)	240	240	240
	人件費(千円)	3,552	1,776	1,776

【事業費の推移】

事業費合計(千円)	23年度実績	24年度実績	25年度計画
うち一般財源	3,312	1,920	2,216
うち国県支出金	2,312	1,920	2,016
うち国債	0	0	200
うち地方債			
うちその他			

【指標】

活動指標	活動指標名①	代表者会議及び実務者会議の開催				
	計算式等	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	
		回	13	13	13	
	活動指標名②	相談件数				
	計算式等	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	
		件	180	127	150	
成果指標	成果指標名①	代表者会議及び実務者会議の開催				
	計算式等	単位	23年度	24年度	25年度	
		回	目標値	13	13	13
			実績値	13	13	13
			達成度(%)	100%	100%	100%
	成果指標名②					
	計算式等	単位	23年度	24年度	25年度	
		目標値				
		実績値				
		達成度(%)				

十和田市事務事業評価シート

整理No	36
計画No	83

【担当課による検証】

ポイント		検証(選択)	評価	点数	合計	検証の理由	
妥当性	① 市民ニーズ等から見る妥当性 市民ニーズや時代潮流の変化により、事務事業の役割が薄れていないか	A 薄れていない B 幾分薄れている C 薄れている	A	2	4	存在意義の見直しの余地 0 / 4 市町村は児童家庭相談の最初の窓口としての機能が求められている。また児童家庭相談の内容は個人情報が多く市で実施することが妥当である。	
	② 実施主体である妥当性 行政が実施することが妥当か(民間と競合していないか)	A 妥当である B あまり妥当ではない C 妥当ではない	A	2			
有効性	③ 活動指標から見る有効性 活動指標の実績は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	2	6	成果向上の余地 0 / 6 当該児童の見守り等は長期にわたる場合が多く、児童相談所と市関係機関(教育委員会、健康増進課、福祉課)の連携が密に取れている。	
	④ 成果指標から見る有効性 成果指標の目標達成状況は、順調に推移しているか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	2			
	⑤ 事務事業の見直しの余地 成果を向上・安定させるため、事務事業の見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2			
効率性	⑥ 事業費の削減の余地 事務手順の見直しや正職員以外での対応により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2	6	コスト削減の余地 0 / 6 非常勤職員の相談員は1人で、婦人相談員と兼務している。また、事業の内容から民間委託は妥当と思われる。	
	⑦ 他の事務事業との統合・連携 類似又は関連事業との統合・連携により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2			
	⑧ 民間委託等 民間委託・指定管理者・PFI等により、成果を下げずにコスト削減は可能か	A コストに無駄がない B 検討の余地あり C 可能である ★ 実施済	A	2			
公平性	⑨ 受益の偏り 現在の受益は公平か。特定の個人・団体に受益が偏っていないか	A 偏っていない B 多少偏っている C 偏っている	A	2	4	受益者負担適正化の余地 0 / 4 公平に広く市民の相談に応じている。	
	⑩ 受益者負担の見直しの余地 現在の受益者負担は適切か。見直しの余地はあるか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	2			
現在の適性					20 / 20	改善の余地	0 / 20

【点数化による検証】

当該事業の現在の適性は20点中 **20** 点です。

当該事業の改善の余地は20点中 **0** 点です。

【担当課長による評価】

当該事業の平成25年度の方向性(選択)

⇒ **現状のまま継続**

方向性の理由 平成17年4月に改正児童福祉法が施行され、今まで児童相談所が行ってきた児童虐待への対応が、住民に身近な市町村が第一義的な窓口となり、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組むこととなった。今後も、市の果たす役割が重要となってくるため、事業実施のための体制を維持する必要がある。 一人親家庭等の増加、精神の病気を抱えた親の増加などによる見守りの対応が多くなるとともに、長期化する傾向がある。初期の対応が市町村に移行しているため、今後も児童相談所をはじめ関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組む。
--